

優良緑地確保計画認定制度要綱（素案）

（通則）

第 1 条 優良緑地確保計画の認定に関しては、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）（以下「法」という。）、都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）（以下「施行令」という。）、都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号）（以下「施行規則」という。）、緑地確保指針（令和 6 年国土交通省告示第〇号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（目的）

第 2 条 本要綱は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 40 号）による都市緑地法の改正に伴い創設された優良緑地確保計画認定制度を通じて、民間事業者等による良質な緑地確保の取組の推進を図ることを目的とする。

（定義）

- 第 3 条 本要綱において「緑地」とは、法第 3 条第 1 項に規定する緑地をいう。
- 2 本要綱において「優良緑地確保計画」とは、法第 88 条第 1 項に規定する優良緑地確保計画をいう。
 - 3 本要綱において「緑地確保事業者」とは、法第 87 条第 1 項に規定する緑地確保事業者をいう。
 - 4 本要綱において「緑地確保事業」とは、法第 88 条第 1 項に規定する緑地確保事業をいう。
 - 5 本要綱において「敷地」とは、建築基準法施行令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する敷地をいう。
 - 6 本要綱において「街区」とは、道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は水路等によって区画した場合におけるその区画された最小単位の地域をいう。
 - 7 本要綱において「緑地利用施設」とは、緑地の利用に関連して必要とされる施設で、園路、広場、歩道状空地、敷地内通路、駐車場、ベンチ、あずまや等の敷地内における屋外の施設をいう。
 - 8 本要綱において「緑地保全施設」とは、緑地の保全に関連して必要とされる施設で、土留、防火施設等をいう。

（対象主体）

第 4 条 優良緑地確保計画の認定を申請することができる緑地確保事業者は、対象となる土地の地権者又は地権者から同意を得て事業を行う者とする。ただし、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者は除く。また、

複数者による共同申請も可とする。その場合は、共同して申請を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本申請の代表者を選定し、事業実施のためのグループとしての意思決定方法、責任者、グループ内での役割分担等を明確にした規約等を定めるとともに、グループを構成する全ての者がただし書きの規定に適合することを条件とする。

（認定対象）

第5条 認定対象とする優良緑地確保計画は次の全てに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するもの

イ 新たに緑地を創出し、管理する事業

ロ 既存の緑地の質の確保・向上に資する事業

二 都市計画区域又は準都市計画区域において行われる事業

三 優良緑地確保計画に記載する緑地確保事業を実施する区域（以下「認定の対象区域」という。）における緑地面積が1,000平方メートル以上のもの

四 原則、従前の土地利用における緑地面積が減少する事業ではないこと。ただし、緑地の適切な利用の観点から、従前の土地利用の緑地面積の95%までの減少は許容する。ここでいう「従前の土地利用」の基準となる時点は、2020年1月1日時点又は申請時点で緑地面積が大きい方を設定する。ただし、2020年1月1日以降に申請者が事業の対象となる区域の土地又は借地権を取得した場合は、取得又は借地時点若しくは申請時点で緑地面積が多い方を設定する。

五 優良緑地確保計画の計画期間は5年以上10年以下であること。ただし、計画期間が5年を超える場合は、計画期間の開始から5年後時点に想定される緑地の状態を記載しているものであること。

2 認定の対象区域は、原則、緑地を含む敷地全体とする。一つの敷地を超えて行われる事業の場合は、一体として行われる事業全体の区域を認定の対象区域とする。ここでいう「一体として行われる事業全体の区域」とは、プロジェクトの計画・整備に適用されている各種法令・制度・手法等（市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市再生特別地区、各種の地区計画、一団地の総合的設計制度、工場立地法等）で定められた計画区域・事業区域を指す。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める取扱いとする。

一 異なる事業であっても各事業の敷地における緑地面積が300平方メートル以上あり、次のいずれかに該当する場合、当該緑地を有する敷地全てを認定の対象区域とすることができる。

イ 複数の緑地が一つの街区内にある場合

ロ 複数の緑地が一つの街区を超える場合においても、それぞれの緑地間の距離が250メートル以内にあるもの

ハ 複数の緑地が一つの街区を超え、それぞれの緑地間の距離が250メートルを超える場合であっても、緑地間が連続した植栽や緑道等により結ばれ、かつ、

特定のエリアを対象に、地権者・事業活動を行う企業・住民等の地域における多様な主体が協議会等の連携体制を構築し、エリアマネジメント等の計画において当該エリアの緑地に関する方針が示されている場合

- 二 認定の対象区域が隣接する街区間を跨る場合、街区間の交通施設については原則、認定の対象区域から除くが、管理者の同意があれば含めることも可能とする。
 - 三 一体として行われる事業において、各工区の工期が異なる場合、原則、一体として行われる事業全体の区域を対象とするが、各工区の工期が大幅に異なり、認定の申請時点で評価のできない構想段階の工区がある場合は、当該工区を除く区域を認定の対象区域とし、構想段階の工区の事業計画が明確になった時点で、事業全体の区域を認定の対象区域とする計画に変更を行うものとする。
 - 四 建築物の敷地でない土地で行う事業の場合、緑地を確保する土地の区域又は一体として行われる事業全体の区域を認定の対象区域とする。
- 3 優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性についての技術的な調査を行うに当たって評価する対象（以下「評価の対象」という。）は、認定の対象区域のうち、緑地（建築物に設置される屋上緑化及び壁面緑化を含む）、緑地利用施設、緑地保全施設とする。なお、道路を認定の対象区域に含める場合、認定の対象区域は車道を含めるが、評価の対象は歩道、道路植栽、植栽基盤等とし車道は対象外とする。

（評価・認定基準）

第6条 国土交通大臣は、法第88条第1項の認定のための審査に当たっては、別紙の評価基準及び次の各号に従って、その申請に係る優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性について技術的な調査を行い、評価するものとする。なお、緑地の評価に当たっては、計画期間の開始から5年後時点に想定される状態を評価するものとする。ただし、緑地の管理運営に関する評価については、毎年度の取組を評価するものとする。

- 一 ベース評価項目については、全ての項目で評価を行うこと
 - 二 コア評価項目のうち、必須項目については、全ての項目で評価を行うこと。なお、評価項目31から33については、そのうちいずれか1つを必須回答とする。
 - 三 コア評価項目のうち、選択項目については、認定申請者が選択した合計15項目で評価を行うこと。認定申請者は15項目のうち、「気候変動対策」、「生物多様性の確保」及び「Well-beingの向上」の3領域から各2項目以上を選択するものとする。また、評価項目51において土地及び周辺地域の自然環境や社会的状況を把握した上で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める項目（以下「選択必須項目」という。）を選択必須とする。
 - イ 認定の対象区域に自然地形が含まれる場合 評価項目11
 - ロ 認定の対象区域に希少種が含まれる場合 評価項目17
 - ハ 認定の対象区域に歴史・文化的価値の高い樹木が含まれる場合 評価項目37
- 四 コア評価項目のうち、追加項目については、認定申請者が選択した場合は評価

を行うこと

- 2 国土交通大臣は、優良緑地確保計画が次の全てを満たす場合に、緑地確保指針に適合していると認めるものとする。
 - 一 ベース評価項目については、全ての項目で評価基準を満たすこと
 - 二 コア評価項目については、全ての必須項目及び選択必須項目でレベル1以上であること並びに必須項目、選択項目及び追加項目の合計点数が●点以上であること
- 3 国土交通大臣は、前項において緑地確保指針への適合性が認められた優良緑地確保計画について、次の表の左欄に掲げる条件に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げるランクを付与するものとする。

条件	ランク
必須項目、選択項目及び追加項目の合計点数が●点以上であること並びに緑地割合が30%以上であること	ランク A A A
必須項目、選択項目及び追加項目の合計点数が●点以上であること並びに緑地割合が20%以上であること(上記の条件を満たすものを除く)	ランク A A
上記2つのいずれかの条件を満たすもの以外	ランク A

(審査委員会)

- 第7条 国土交通省は、法第88条第1項の認定に当たって、適切かつ公正な審査を行うため、3人以上の外部有識者により構成される審査委員会を開催し、専門的な見地から意見を聴くものとする。
- 2 前項の外部有識者は、自らと利害関係を有する案件については、その議事に加わることができないものとする。

(認定の有効期限)

- 第8条 法第88条第1項の認定の有効期限は、当該優良緑地確保計画の認定(変更の認定を除く。)の日から起算して5年を経過する日とする。認定の有効期限までに更新の認定を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。
- 2 法第88条第1項の認定を受けた緑地確保事業者(以下「認定事業者」という。)は、更新を希望する場合、法第88条第1項に基づき更新の認定を申請するものとする。なお、更新の認定に当たっては、当該更新の認定申請時点の評価・認定基準をもとに評価・認定を行うものとする。
 - 3 前項の申請があった場合において、認定の有効期限までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期限後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。

(認定後の要綱変更の扱い)

第9条 認定された優良緑地確保計画（以下「認定優良緑地確保計画」という。）が認定後の本要綱の変更により、第6条に規定する評価・認定基準に該当しないと認められるに至った場合においても、認定の有効期限までは、なおその効力を有するものとする。

(認定マーク)

第10条 認定事業者は、認定優良緑地確保計画に含まれる緑地の広報を目的として、別図に定める認定マークを使用することができる。

(定期の報告)

第11条 認定事業者は、毎年度、認定優良緑地確保計画の実施状況について、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 前項の報告に当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該緑地確保事業全体の進捗状況
- 二 コア評価項目のうち、必須項目並びに認定の申請に当たって選択した選択項目及び追加項目の状況
- 三 当該緑地確保事業の目標を踏まえて設定する1つ以上のアウトカム指標のモニタリング結果

(緑地面積の算出方法)

第12条 本要綱において緑地面積は、次の各号に掲げる緑地の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計
 - (1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計
 - (2) 樹木（高さ1メートル以上のものに限る。以下（2）において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の左欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（1）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
-------	----

1メートル以上2.5メートル未満	1. 1メートル
2. 5メートル以上4メートル未満	1. 6メートル
4メートル以上	2. 1メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であって、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が（1）の樹冠の水平投影面又は（2）の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計
 (i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

（この式において、A、T1、T2、T3、T4は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

T1 高さが4メートル以上の樹木の本数

T2 高さが2.5メートル以上4メートル未満の樹木の本数

T3 高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木の本数

T4 高さが1メートル未満の樹木の本数

(ii) (i)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

(事務)

第13条 本要綱に係る事務は、国土交通省都市局●●課が行うものとする。

(その他)

第14条 本要綱に定めるもののほか、優良緑地確保計画制度の運用に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 本要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。

<別紙>評価基準

コア／ベース	領域	カテゴリー	項目 NO.	評価項目	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
コア評価	気候変動対策	温室効果ガス吸収・固定	1	緑地による温室効果ガスの吸収	CO ₂ の吸収源としての緑地の創出・管理を行う計画か。	必須	レベル0	CO ₂ 吸収量/敷地面積=0.2 kg-CO ₂ /m ² 未満	0点
							レベル1	CO ₂ 吸収量/敷地面積=0.2 kg-CO ₂ /m ² 以上 0.4 kg-CO ₂ /m ² 未満	2点
							レベル3	CO ₂ 吸収量/敷地面積=0.4 kg-CO ₂ /m ² 以上 0.6 kg-CO ₂ /m ² 未満	6点
							レベル5	CO ₂ 吸収量/敷地面積=0.6 kg-CO ₂ /m ² 以上	10点
コア評価	気候変動対策	温室効果ガス吸収・固定	2	木材利用による炭素貯蔵	炭素貯蔵に資する木材利用を行う計画か。	選択	レベル0	木材を利用する計画はない	0点
							レベル1	炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算) / 敷地面積=0.05 kg-CO ₂ /m ² 未満	1点
							レベル3	炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算) / 敷地面積=0.05 kg-CO ₂ /m ² 以上 0.10 kg-CO ₂ /m ² 未満	3点
							レベル5	炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算) / 敷地面積=0.10 kg-CO ₂ /m ² 以上	5点
コア評価	気候変動対策	温室効果ガス排出削減	3	ライフサイクルカーボンの削減	事業全体のライフサイクルを通じた温室効果ガスの排出量を把握しているか。	選択	レベル0	温室効果ガスの排出量を把握しておらず、削減目標が設定されていない。	0点
							レベル1	資材製造・流通・施工・維持・運用・解体のいずれかの段階における温室効果ガスの排出量が把握されている。	1点
							レベル3	資材製造・流通・施工・維持・運用・解体の複数の段階における温室効果ガスの排出量が把握されている。	3点
							レベル5	資材製造・流通・施工・維持・運用・解体の複数の段階における温室効果ガスの排出量が把握されており、削減目標が設定されている。	5点
コア	気候変動対策		4	建築物の緑化	温室効果ガスの排出削減に	選択	レベル	建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面	0点

評価		温室効果ガス排出削減		による温室効果ガスの排出削減	貢献する建築物の緑化（屋上・壁面緑化）を行う計画か。		レベル0	緑化面積/ 建築物の屋上面積 = 20%未満	1点
							レベル1	建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/ 建築物の屋上面積 = 20%以上 30%未満	
							レベル3	建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/ 建物の屋上面積 = 30%以上 40%未満	
							レベル5	建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/ 建物の屋上面積 = 40%以上	
コア評価	気候変動対策	暑熱対策	5	地表面温度の抑制	熱環境対策として地表面温度に配慮した取組を行う計画か。	選択	レベル0	緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/ 日射により高温化が想定される地表面等の面積 = 20%未満	0点
							レベル1	緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/ 日射により高温化が想定される地表面等の面積 = 20%以上 40%未満	1点
							レベル3	緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/ 日射により高温化が想定される地表面等の面積 = 40%以上 60%未満	3点
							レベル5	緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/ 日射により高温化が想定される地表面等の面積 = 60%以上	5点
コア評価	気候変動対策	暑熱対策	6	風の道の形成	熱環境対策として風の道に配慮した取組を行う計画か。	選択（地域枠）	レベル0	風の道に配慮した取組を計画していない。	0点
							レベル1	風環境のシミュレーション等による予測・評価結果を踏まえ、風の道に配慮した取組が1つある。	2点
							レベル3	風環境のシミュレーション等による予測・評価結果を踏まえ、風の道に配慮した取組が2つ以上ある。	6点
							レベル5	風環境のシミュレーション等による予測・評価結果を踏まえ、風の道に配慮した取組が3つ以上ある。	10点
コア評価	気候変動対策	暑熱対策	7	緑陰による熱中症対策	熱中症対策として効果的な緑地等の配置とする計画か。	選択	レベル0	緑陰の形成によって日陰となる面積 / 歩行者空間のうち日射が直達する地表面等の面積 = 20%未満	0点
							レベル1	緑陰の形成によって日陰となる面積/ 歩行者空間のうち日射が直達する地表面等の面積 = 20%以上 40%未満	1点
							レベル3	緑陰の形成によって日陰となる面積/ 歩行者空間のうち日射が直達する地表面等の面積 = 40%以上	3点

						ル 3	ち日射が直達する地表面等の面積= 40%以上 60%未満		
						レ ベ ル 5	緑陰の形成によって日陰となる面積/ 歩行者空間のうち日射が直達する地表面等の面積= 60%以上	5 点	
コア 評価	気候変動 対策	水災害対 策	8	雨水の 貯留浸 透	雨水の貯留浸透（流出抑制）に貢献する取組を行う計画か。	選択 （地 域 枠）	レ ベ ル 0	敷地の平均浸透能=10mm/hr 未満、または、雨水の貯留浸透機能の向上に関する取組がない。	0 点
							レ ベ ル 1	敷地の平均浸透能=10mm/hr 以上 20mm/hr 未満、かつ、雨水の貯留浸透機能の向上に関する取組（多様な機能の発揮が期待できる取組）が1つある。	2 点
							レ ベ ル 3	敷地の平均浸透能=20mm/hr 以上 30mm/hr 未満、かつ、雨水の貯留浸透機能の向上に関する取組（多様な機能の発揮が期待できる取組）が2つ以上ある。	6 点
							レ ベ ル 5	敷地の平均浸透能=30mm/hr 以上、かつ、雨水の貯留浸透機能の向上に関する取組（多様な機能の発揮が期待できる取組）が2つ以上ある。	10 点
コア 評価	気候変動 対策	資源循環	9	再生材 の使用	再生材を使用する計画か。	選択	レ ベ ル 0	再生材を利用する計画がない。	0 点
							レ ベ ル 1	再生材の利用品目割合：20% 未満	1 点
							レ ベ ル 3	再生材の利用品目割合：20% 以上 50%未満	3 点
							レ ベ ル 5	再生材の利用品目割合：50% 以上	5 点
コア 評価	気候変動 対策	資源循環	10	資源の 有効活 用	資源を有効利用する計画か。	選択	レ ベ ル 0	資源の有効利用に関する取組がない。（別表2）	0 点
							レ ベ ル 1	資源の有効利用に関する取組が1つある。（別表2）	1 点
							レ ベ ル 3	資源の有効利用に関する取組が2つ以上ある。（別表2）	3 点
							レ ベ ル 5	資源の有効利用に関する取組が3つ以上ある。（別表2）	5 点

							ル 5		
コア 評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	自然地形等の保全・再生	11	自然地形の保全	自然地形の保全を行う計画か。	選択 必須	0	自然地形の保全を行っていない	0点
							1	(レベル設定なし)	1点
							3	自然地形の80%以上をそのまま残して保全している	3点
							5	自然地形の全てをそのまま残して保全している	5点
コア 評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	自然地形等の保全・再生	12	表土の保全	表土の保全を行う計画か。	選択	0	造成地にある良好な表土の保全を行っていない	0点
							1	(レベル設定なし)	1点
							3	造成地にある良好な表土を移植や播き出しにより保全している	3点
							5	造成地にある良好な表土をそのまま残して保全している	5点
コア 評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	水資源の保全	13	水使用量の削減	雨水の利用や節水等、水使用量を削減する計画か。	必須	レベル0	緑地への雨水の利用を計画していない	0点
							レベル1	緑地への雨水の利用に関する取組を1つ計画しているか	1点
							レベル2	緑地への雨水の利用に関する取組を2つ以上計画しているか	2点
							レベル3	レベル2の取組を行い、かつ節水の仕組みを実施している	3点
							レベル4	レベル3の取組を行い、かつ緑地雨水再利用率が50%以上	4点
							レベル5	レベル3の取組を行い、かつ緑地雨水再利用率が80%以上	5点
コア 評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	多様な生息・生育環境の確保	14	階層構造の形成	緑地等(樹林や樹木)が階層構造を形成する計画か。	必須	レベル0	レベル1に満たない	0点
							レベル1	まとまった緑地において、以下すべてを満たす	2点
								・高木層の樹冠が連続する面積が10m×10mの正方形より大きい。 ・低木層また草本層のどちらか1層がある。 ・各層に複数の樹種がある。	

							レベル 2	まとまった緑地において、以下すべてを満たす ・高木層の樹冠が連続する面積が 10m×10mの正方形より大きい。 ・低木層と草本層の 2 層がある。 ・各層に複数の樹種がある。	4 点
							レベル 3	まとまった緑地において、以下すべてを満たす ・高木層の樹冠が連続する面積が 20m×20mの正方形より大きい。 ・低木層また草本層のどちらか 1 層がある。 ・各層に複数の樹種がある。	6 点
							レベル 4	まとまった緑地において、以下すべてを満たす ・高木層の樹冠が連続する面積が 20m×20mの正方形より大きい。 ・低木層、草本層の 2 層がある。 ・各層に複数の樹種がある。	8 点
							レベル 5	まとまった緑地において、以下すべてを満たす ・高木層の樹冠が連続する面積が 20m×20mの正方形より大きい。10m以上の高木がある。 以上の樹木がある。 ・低木層、草本層の 2 層がある。 ・各層に複数の樹種がある。	10 点
コア評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	多様な生態・生育環境の確保	15	まとまりのある緑地の確保	一定規模以上でまとまりのある緑地が確保される計画か。	選択 (地域枠)	レベル 0	まとまった緑地の面積が 800 m ² 未満又は、まとまった緑地の面積が 800 m ² 以上で短辺 10m未満	0 点
							レベル 1	まとまった緑地の面積が 800 m ² 以上で短辺 10m以上	2 点
							レベル 2	まとまった緑地の緑地面積が 2,000 m ² 以上で短辺 10m以上	4 点
							レベル 3	まとまった緑地の緑地面積が 3,000 m ² 以上で短辺 20m以上	6 点
							レベル 4	まとまった緑地の緑地面積が 5,000 m ² 以上で短辺 20m以上	8 点

						レベル5	まとまった緑地の緑地面積が10,000㎡以上で短辺30m以上	10点	
コア評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	多様な生息・生育環境の確保	16	エコトーン形成	樹林地、草地、水辺地において、エコトーンを形成する計画か。	選択	レベル0	・樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち単一のハビタットが存在するのみである、もしくは、複数のハビタットがあるが、生き物が行き来できる状態で隣接していない	0点
							レベル1	・樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち2つのハビタットが、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する	1点
							レベル3	・連続的に変化する環境の移行帯を伴って、2つのハビタットが、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する	3点
							レベル5	・連続的に変化する環境の移行帯を伴って、樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地の各がそろっており、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する	5点
							レベル0	・別表の取組がない、又は1つの取組に限られる	0点
コア評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	多様な生息・生育環境の確保	17	良好な生息・生育環境形成に資する取組	動植物の生息・生育環境を形成する取組を行う計画か。	選択	レベル1	・別表の取組が2つ以上ある	1点
							レベル3	・別表の取組が4つ以上ある	3点
							レベル5	・別表の取組が6つ以上ある	5点
							レベル0	まとまった緑地を構成する樹木や草本の30%未満が在来種である	0点
コア評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	周辺環境との調和	18	地域に根差した植生の保全・創出	地域に根差した植生の創出を行う計画か。	必須	レベル1	まとまった緑地を構成する樹木や草本の30%以上50%未満が在来種（外国産在来種は除く）である。	2点
							レベル3	まとまった緑地を構成する樹木や草本の50%以上が在来種（外国産在来種は除く）である。	6点
							レベル5	まとまった緑地を構成する樹木や草本の50%以上が地域性種苗である。	10点

							ル 5		
コア 評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	周辺環境との調和	19	生態系ネットワークの形成	生態系ネットワーク形成に資する緑地とする計画か。	選択 (地域 枠)	レベル 0	・対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値が増加しない(±0)、かつ、緑の基本計画や生物多様性地域戦略など自治体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っていない。	0 点
							レベル 1	・対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値の増加が0.5ポイント未満である。 または、指標値が増加しない(±0)が、緑の基本計画や生物多様性地域戦略など自治体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っている。	2 点
							レベル 3	・対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値の増加が0.5ポイント以上である。 または、指標値の増加が0.5ポイント未満だが、緑の基本計画や生物多様性地域戦略など自治体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っている。	6 点
							レベル 5	・対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値の増加が0.5ポイント以上、かつ、緑の基本計画や生物多様性地域戦略など自治体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っている。	10 点
コア 評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	生態系への影響の低減	20	希少種の保全	希少種の生息環境を保全する計画か。	選択 必須	レベル 0	・希少種の保全計画又は管理計画がない。	0 点
							レベル 1	・(レベル設定なし)	1 点
							レベル 3	・希少種の保全計画又は管理計画がある。	3 点
							レベル 5	・レベル3に加え、事業地外に生育・生息する希少種について、保全管理に資する取組を行う計画がある。	5 点

コア評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	生態系への影響の低減	21	外来種の侵入防止・防除	外来種の侵入防止・防除を実施する計画か。	必須	レベル0	・侵略的外来種や特定外来種を使用する計画となっている ・注意すべき外来種について外来種駆除マニュアル、侵入防止マニュアルがない	0点
							レベル3	・注意すべき外来種について外来種駆除マニュアルがあり、駆除対策における実施体制がある。	3点
							レベル5	・注意すべき外来種について侵入防止マニュアルがあり、侵入防止における実施体制がある。	5点
コア評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	生態系への影響の低減	22	化学農薬・化学肥料の使用量削減	化学農薬・化学肥料の制限・適正管理を行う計画か。	必須	レベル0	・化学農薬・化学肥料について、使用・保存に関する制限・ルールがない。	0点
							レベル1	・化学農薬・化学肥料について、使用・保存に関する制限・ルールを定め、病害虫発生時などスポット的使用を計画している。	1点
							レベル3	・レベル1に加え、有機肥料の活用や、IPMの考え方に基づいた防除等を用い、化学農薬・化学肥料を制限する緑地管理を一部で実施する計画。	3点
							レベル5	・緑地において、除草剤・殺虫剤・殺菌剤等の化学農薬および化学肥料を完全に使用をしない緑地管理を実施する計画。	5点
コア評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	生態系への影響の低減	23	プラスチック等の化学物質の適正管理	プラスチックなど化学物質が含まれる資材の適正管理を行う計画か。	必須	レベル0	プラスチックなど化学物質の使用状況を把握していない、行動指針等がない	0点
							レベル1	プラスチックなど化学物質の使用状況を把握している	1点
							レベル3	プラスチックなど化学物質の使用状況を把握し、行動指針等がある。	3点
							レベル5	プラスチックなど化学物質の使用状況を把握し、行動指針等において使用制限に向けた定量目標がある。	5点
コア評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	生態系への影響の低減	24	生物多様性に配慮した木材調達	生物多様性/持続可能性に配慮した資材調達	選択	レベル0	緑地で使用する資材について、持続可能な管理計画又は認証制度のもとで調達していない	0点
							レベル1	-	1点

						レベル3	緑地で使用する一部の資材について、持続可能な管理計画又は認証制度のもとで調達している	3点	
						レベル5	緑地で使用するすべての資材について、持続可能な管理計画又は認証制度のもとで調達している	5点	
コア評価	生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	環境教育	25	環境教育の実施	生物多様性の理解と行動変容につながる環境教育を行う計画か。	選択	レベル0	生物多様性の理解と行動変容につながる環境教育の実施する計画がない	0点
							レベル1	従業員など直接的なステークホルダーを対象に定期的実施する計画がある	1点
							レベル3	地域住民や一般参加者を含む多様な対象に向けて定期的実施する計画がある	3点
							レベル5	地域で活動する団体と連携し、多様な対象に向けて定期的実施する計画がある	5点
コア評価	Well beingの向上	開かれた空間	26	公開性の確保	公開性を有する計画か。	必須	レベル0	・従業員、住民等の敷地関係者が緑地を利用することができる機会がない。	0点
							レベル1	・従業員、住民等の敷地関係者のみが緑地を利用することができる機会がある。	1点
							レベル2	・敷地関係者以外の誰でも事前登録を行えば緑地を利用することができる機会がある。	2点
							レベル3	・敷地関係者以外の誰でも事前登録なく緑地を利用することができる機会がある (1日当たり3時間以上利用できる日が年間150日未満の場合)。	3点
							レベル4	・誰でも事前登録なく緑地を利用することができる日が、1日当たり3時間以上かつ年間150日以上ある(レベル5を除く)。	4点
							レベル5	・いつでも誰でも緑地を利用することができる。	5点
コア評価	Well beingの向上	開かれた空間	27	ユニバーサルデザイン	緑地があらゆる人の利用に対応する計画か。(バリアフリー、多言語対応等)	必須	レベル0	・対応していない。	0点
							レベル	・敷地内に含まれる緑地利用施設が、原則として建築物	1点

						ル 1	移動等円滑化基準に適合している。		
						レ ベ ル 2	-	2 点	
						レ ベ ル 3	・レベル1に加えて、緑地で行われるプログラムやアクティビティにおいて、多様な人々が身障者や妊婦、子供連れ、外国人等も参加できるような、ユニバーサルデザインに配慮した取組を行う計画がある。	3 点	
						レ ベ ル 4	-	4 点	
						レ ベ ル 5	・レベル1に加えて、多様な人々のニーズを、緑地の整備や、緑地で行われるプログラムやアクティビティに反映させてユニバーサルデザインに配慮した取組を行う計画がある。	5 点	
コア 評価	Well beingの 向上	安心・安全な空間の形成	28	防犯性・安全性の向上	防犯面、利用面における安心・安全な空間とする計画か。	必須	レ ベ ル 0	事故や犯罪の危険がある緑地内の箇所を特定していない	0 点
							レ ベ ル 1	事故や犯罪の危険がある緑地内の箇所を特定している	1 点
							レ ベ ル 3	レベル1に加えて、夜間を含め、事故防止のための危険箇所への十分な対策及び防犯のための十分な監視性の確保がある	3 点
							レ ベ ル 5	レベル3に加えて年1回以上、事故・防犯上の危険箇所の見直しを行い、新たな課題が生じた場合に対策を施す計画がある	5 点
コア 評価	Well beingの 向上	安心・安全な空間の形成	29	避難場所の確保	災害時の避難場所となる空間が確保される計画か。	選択	レ ベ ル 0	地域住民等が避難場所として利用できない	0 点
							レ ベ ル 1	地域住民等が避難場所として利用できる計画となっており、それを周知する計画がある	1 点
							レ ベ ル 2	レベル1に加えて、地域住民等が避難場所として利用できる面積が一人あたり1㎡以上ある	2 点
							レ ベ ル 3	レベル2に加えて、防災性の向上につながる設備がある、または、公的な避難場所とし	3 点

							ル 3	て指定されているあるいは 予定されている	
							レ ベ ル 4	レベル1に加えて、地域住民 等が避難場所として利用で きる面積が一人あたり 2 m ² 以上ある	4 点
							レ ベ ル 5	レベル4に加えて、防災性の 向上につながる設備がある、 または、公的な避難場所とし て指定されているあるいは 予定されている	5 点
							レ ベ ル 0	緩衝のための空間が確保さ れていない又は11m未満	0 点
							レ ベ ル 1	緩衝のための空間が 11m 以 上確保されている	1 点
							レ ベ ル 3	緩衝のための空間が 16m 以 上確保されている。かつ、緩 衝のための空間に樹木があ る場合は、一定程度の緩衝機 能を有した構成・樹種等にな っている	3 点
							レ ベ ル 5	緑地内において、緩衝のため の空間が 24m 以上確保され ている。かつ、緩衝のための 空間に樹木がある場合は、十 分な緩衝機能を有した構成・ 樹種等になっている	5 点
コア 評価	Well being の 向上	安心・安 全な空間 の形成	30	緩衝緑 地の確 保	緩衝緑地が確 保される計画 か。	選択			
コア 評価	Well being の 向上	心身の健 康の増進	31	身体的 健康の 増進	身体的な健康 の増進に資す る施設やプログ ラムがある 計画か。	必須	レ ベ ル 0	・緑地を利用することがで きる空間に、遊歩道など歩行 (身体活動)が可能な空間 が、自由に利用できる状態で 配置されていない	0 点
							レ ベ ル 1	・緑地を利用することがで きる空間に、遊歩道など歩行 (身体活動)が可能な空間 が、自由に利用できる状態で 配置されている	2 点
							レ ベ ル 2	・緑地を利用することがで きる空間に、芝生広場など運 動利用が可能な空間が、緑地 利用者が自由に利用できる 状態で配置される計画であ る	4 点
							レ ベ ル 3	・緑地を利用することがで きる空間に、身体活動や運動 利用が可能な空間が、自由に 利用できる状態で配置され ている、かつより多くの身体 活動や運動利用を促す工夫 が施される計画である。	6 点
							レ ベ ル 4	・レベル3に加えて、身体活 動や運動利用が可能な空間 を利用した運動プログラム	8 点

							ル 4	を年 1 回以上の頻度で実施する計画である	
							レ ベ ル 5	・レベル3に加えて、身体活動や運動利用が可能な空間を利用した運動プログラムを月 1 回以上の頻度で実施する計画である	10 点
コア 評価	Well being の 向上	心身の健 康の増進	32	精神的 健康の 増進	安らげる空間 としての休憩 施設等の環境 整備を行う計 画か。	必須	レ ベ ル 0	・休憩施設・スペースがない	0 点
							レ ベ ル 1	・ベンチや芝生など座れる休憩施設・スペースが緑地内にある	2 点
							レ ベ ル 2	・木陰となる緑陰の形成やパーゴラ等のシェーディングが施されている休憩施設・スペースが緑地内にある。	4 点
							レ ベ ル 3	・シェーディングが施されている休憩施設・スペース等の視点場から見える緑が高木、低木、草本等の多様な植栽で構成されている	6 点
							レ ベ ル 4	・レベル3に加えて、自然とのふれあいを意図したプログラムを年 1 回以上の頻度で実施している	8 点
							レ ベ ル 5	・レベル3に加えて、自然とのふれあいを意図したプログラムを年 4 回 (四半期に 1 回程度) 以上の頻度で実施している	10 点
コア 評価	Well being の 向上	地域コミ ュニティ の形成	33	地域コ ミュニ ティの 形成	地域コ ミュニ ティの形成に 資するプログ ラムがある計 画か。	必須	レ ベ ル 0	・地域コミュニティの形成に資するプログラムの予定がない。	0 点
							レ ベ ル 1	・地域コミュニティの形成に資するプログラムの実施予定がある。	2 点
							レ ベ ル 2	・地域コミュニティの形成に資するプログラムを四半期に 1 回以上実施する予定がある。	4 点
							レ ベ ル 3	・地域コミュニティの形成に資するプログラムが、月 1 回以上あり、多様な属性・世代が交流できる活動内容を実施する予定がある。	6 点
							レ ベ ル 4	・地域コミュニティの形成に資するプログラムが、月 1 回以上あり、多様な属性・世代が交流できる活動内容を実施する予定があるかつ、地域住民が自らの裁量で実施できるプログラムがある。	8 点

							レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの形成に資するプログラムが、月1回以上あり、多様な属性・世代が交流できる活動内容を予定がある。 かつ、地域住民が自らの裁量で実施できるプログラムがある。かつ、住民やNPO等の地域主体が企画・運営に関わるプログラムを実施する予定がある。 	10点
コア評価	Well beingの向上	にぎわいの創出	34	人々の交流・滞在の促進	人流を増やすためのアクティビティを想定した計画か。	選択	レベル0	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが5つ未満である 	0点
							レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが5つ以上ある。 	1点
							レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが10個以上ある。 	3点
							レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが10個以上あり、複数の事業者と連携し、地域のにぎわい創出につながる取組を行う計画がある。 	5点
コア評価	Well beingの向上	にぎわいの創出	35	ウォークアブルな空間の形成	地域のウォークアブルな空間の形成に資する緑地となる計画か。	選択(地域枠)	レベル0	<ul style="list-style-type: none"> ・公道から直接アクセスすることができない。 	0点
							レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・公道から直接アクセスすることができる。 	2点
							レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・公道から直接アクセスすることができ、緑地を通過して、敷地外へ通り抜けることができる。 	6点
							レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域から連続してみどりの中を歩くことができるネットワークが広がっている。 	10点
コア評価	Well beingの向上	景観の向上	36	沿道緑化	周辺環境の向上に資する沿道緑化を行う計画か。	選択(地域枠)	レベル0	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部の緑化率が40%未満 	0点
							レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部の緑化率が40%以上 	2点
							レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部の緑化率が60%以上 	6点
								<ul style="list-style-type: none"> ・接道部の緑化率が80%以上 	

							レベル5	・かつ、接道部の緑化が園路や緑道として開放され、道路と一体となって通行者が緑に親しむことができるような計画がある。	10点
コア評価	Well beingの向上	景観の向上	37	デザインコンセプトの設定	デザインコンセプトが設定され、そのコンセプトに沿った設計となる計画か。	選択	レベル0	・デザインコンセプトが設定されていない。	0点
							レベル1	・デザインコンセプトが設定され、コンセプトを踏まえた設計となっている。	1点
							レベル3	・デザインコンセプトに基づいた緑地の構成要素に関して、以下の計画・方針が存在する。	3点
								<input type="checkbox"/> 植栽の計画や方針	
								<input type="checkbox"/> 色彩に関する計画	
レベル5	・レベル3に加えて、5～10年後の緑地景観の成熟イメージが明確に示されている	5点							
コア評価	Well beingの向上	景観の向上	38	歴史・文化的価値の高い樹木の保全	歴史・文化的価値の高い樹木を保全する計画か。	選択必須	レベル0	・歴史・文化的価値の高い樹木を保全・活用する取組がなされていない。	0点
							レベル1	・歴史・文化的価値の高い樹木をすべて保全している。	1点
							レベル2	・レベル1に加えて、歴史・文化的価値の高い樹木が緑地の利用者の目に触れ、楽しむことができるような計画がある。	2点
							レベル3	・レベル2に加えて、歴史・文化的価値の高い樹木について、樹名板や紹介看板等で特徴の紹介説明や価値についての情報発信を行っている	3点
							レベル4	—	
							レベル5	・レベル3に加えて、歴史・文化的価値の高い樹木が都道府県や市区町村の指定する保存樹・保存樹林や名木・古木、景観重要樹木等に指定されている。	5点
コア		農の活用	39	農の活用	農園の整備や活用プログラ	選択	レベル	・農園がない	0点

評価	Well being の向上				ムがある計画か。		ル0				
							レベル1			・従業員等の限定された者が利用できる農園がある。	1点
							レベル3			・地域住民等(周辺の住民や教育機関、福祉法人、企業等)が貸農園として利用できる。または、地域住民等が、農を活用するプログラムを通じて農園を利用できる。	3点
							レベル5			・地域住民等(周辺の住民や教育機関、福祉法人、企業等)が貸農園として利用でき、かつ、農を活用するプログラムを通じて農園を利用できる。	5点
コア評価	共通	共通	40	緑地割合	一定規模以上での緑地割合を満たしているか。	必須	レベル0	緑地割合が10%未満	0点		
							レベル1	緑地割合が10%以上20%未満	4点		
							レベル3	緑地割合が20%以上30%未満	12点		
							レベル5	緑地割合が30%以上	20点		
コア評価	共通	共通	41	先進的取組	その他先進的取組を行う計画か。	選択	-	先進的取組を行う予定である。	5点		
ベース評価	42	事業(整備、維持管理、モニタリング、運営)計画	42	事業の目的・目標の明確化	事業の目的/目標が明確となっているか。	必須	-	事業の目的が明確であり、具体的な目標が設定されている。	-		
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	事業(整備、維持管理、モニタリング、運営)計画	43	整備・維持管理計画の作成	目的・目標に対して、その内容を踏まえ適切な整備・維持管理等の実施計画があるか。	必須	-	目的・目標に対して、その内容を踏まえ適切な整備・維持管理等の実施計画が作成されている	-		
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	事業(整備、維持管理、運営)計画	44	実施体制の明確化	実施体制及び責任者が明確である計画か。	必須	-	実施体制及び責任者が明確である。	-		
ベース	マネジメント・ガバナンス	事業(整備、維持管理、運営)計画	45	資金の確保	整備・維持管理等のマネジメントに必要な資金を確保する	必須	-	緑地の整備・維持管理費とその資金の調達方法が適切に考慮されている。	-		

評価					る仕組みがあるか。			
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	モニタリング	46	モニタリングの実施	モニタリングを適切に実施し、その結果を維持管理に反映する計画か。	必須	-	モニタリングする具体的な内容・方法・頻度や、その結果を反映するための体制が示されている。
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	専門家	47	専門家の関与	事業計画の作成や事業の実施の中で緑地の専門家や造園技術者が関与しているか。	必須	-	以下の緑地の専門家・技術者の関与がある。 計画作成の段階から、緑地に関する資格を有する専門家による社会面・環境面における定期的な助言等を受けている 緑地の整備や維持管理において、資格を有する造園技術者が適正に確保されている体制となっている
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	情報開示	48	情報の開示	緑地に関する情報公開を行うか。	必須	-	事業内容や緑地に関する情報公開を行っている、または行う予定がある
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	地域住民等とのコミュニケーション	49	地域住民等とのコミュニケーション	地域住民等とのコミュニケーションがあるか。	必須	-	事業の計画段階や運営段階において、地域住民等とコミュニケーションを図る場を設け、その内容を必要に応じて計画に反映する。
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	ネガティブ・インパクトの管理	50	ネガティブ・インパクトの管理	事業によって生じる可能性のあるその他ネガティブ・インパクトを特定し、適切な対応措置を行う計画か。	必須	-	・事業によって生じる可能性のあるその他ネガティブ・インパクトを予め特定し、それに対する適切な対応措置が示されている。
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	土地・地域特性	51	自然環境・歴史文化の把握・反映	土地の成り立ちを把握した上で、計画に反映しているか。	必須	-	土地及び周辺地域の成り立ち（自然環境（地形・植生等）、歴史文化等）を把握した上で、計画に反映している。
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	土地・地域特性	52	社会的状況の把握・反映	土地及び周辺地域の社会的状況を把握した上で、計画・設計に反映しているか。	必須	-	土地及び周辺地域の社会的状況（人口、施設、交通、防災・減災、土地利用状況、開発状況、循環経済等）及び地域特有の社会課題などについて、資料や調査等を基に把握した上で、計画に反映している。
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	法令・行政計画	53	法令遵守	法的位置づけを把握した上で、遵守しているか。	必須	-	緑地の開発・維持管理にあたり準拠しなくてはならない法令を把握し、それらが遵守されているか。

ベース評価	マネジメント・ガバナンス	法令・行政計画	54	行政計画の把握・反映	関連する行政計画等を踏まえた計画か。	必須	-	緑の基本計画等の関連する行政計画や地域住民等により作成されたまちづくり計画等を把握し、それらを踏まえた計画となっている。	-
ベース評価	マネジメント・ガバナンス	課題設定	55	適切な課題の設定	土地・地域における課題と整合する項目が選択されているか。	必須	-	当該土地・地域特性を踏まえた課題が設定され、これらの課題と整合性を持つ項目が選択されている。	-

(表2)「項目10 資源の有効活用」取組内容

No.	内容
A	コンポスト化装置やヤードなどを設置し、剪定や除草において発生した小枝・落葉等を堆肥化し再利用する。
B	緑地内の間伐材を垣根や緑地内の通路、ベンチなどに再利用する。
C	剪定枝をチップ化し、舗装材や土壌改良材、マルチング材などに再利用する。
D	緑地内の間伐材を利用した炭作りやシイタケ作りなどを行う。
E	落葉や倒木がそのまま分解され、土壌となる自然林を残す。
F	開発時に発生する資材を整備に再利用する。
G	発生材を廃棄物とせず、リサイクル施設へ搬入する。
H	その他、発生材の有効利用に関する取組。

(表3)「項目13 雨水の利用や節水等、水使用量を削減する計画か」取組事例

雨水利用の取組例
屋根面やバルコニーの雨水集水による取組例
緑地の灌水利用（スプリンクラー、ドリップ灌水設備）
池やビオトープの給水
屋根・バルコニー面 100%集水
その他
節水の仕組例
灌水：節水型スプリンクラー、節水型灌水ホース、灌水タイマーなどの利用
給水：池やビオトープなどへのタイマー時間制御
その他

(表4)「項目17 良好な生息・生育環境形成に資する取組」取組事例

対象となる生物と取組の例	取組実施の主な事業段階		
	整備	維持管理	運用
○鳥類や昆虫などの飛来を促す取組			

・生き物の食餌植物の選定と植樹（餌資源提供）	●		
・巣箱などの設置（鳥やハチ類などの営巣・繁殖場所創出）	●		
・バードバスや浅い水辺の設置（鳥類の水飲み・水浴び場創出）	●		
・混ぜ垣などによる効果的な植栽配置（多時期にわたる花や実の餌供給、病虫害発生抑制等）	●		
○鳥類、トカゲ類、昆虫、土壤動物などの隠れ場所を増やす取組			
・木積み、粗朶柵、石積み・丸太杭護岸など隙間の多い構造の設置（陸域生物の隠れ場所創出）	●	●	
・低頻度での草刈りや刈り残し、刈草の一時残置（生息空間・逃げ場創出）		●	
・枯れ木や倒木の残置（営巣場所や枯れ木性生物の生息場所創出）	●	●	
○哺乳類、爬虫類、カエル類などが地上を移動できるようにする取組			
・アンダーパスや這い出し構造設置など動物の歩行移動の妨げとなる構造物の回避・改善（動物の移動経路の確保）	●		
○魚類やトンボのヤゴなど水生生物の生息場所を増やす取組			
・水深や流速に変化のある水辺構造（多様な生息場所創出）	●		
・石積み・丸太杭護岸など隙間の多い護岸の設置（水生生物の隠れ場所創出）	●		
○動植物全般への配慮の取組			
・人の立ち入る空間と生き物のための空間ゾーニング（人の非干渉地の確保）	●		●
・夜間照明※を実施する場合の光害の低減（光害対策） ※動植物の生態上、本来夜間照明はないことが望ましい	●		●
○その他の自主的な取組（ ）	●	●	●

（別図）（略）